

事務連絡  
令和2年3月4日

各局等 工事主管課長 殿  
契約主管課長 殿

財務局建築保全部技術管理課長  
財務局経理部契約調整技術担当課長

「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について」に関する補足

「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について」（令和2年3月2日付事務連絡）を通知したところですが、下記のとおり補足致します。

#### 記

##### 1. 工事等の完了後、検査を実施することができない場合

新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響により、受注者等の検査体制が整わないなどの理由で、受注者等から完了検査に応じられないとの申し出があった場合、受注者等の意向を踏まえ、完了届の受付を留保して差し支えないものとする。

##### 2. その他

上記以外の対応については、令和2年3月2日付事務連絡を踏まえ、それぞれの現場の事情に応じて、適切に対応すること。

#### 担 当

(工事及び設計等業務に関すること)

財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当(内 27-641)

土木技術担当(内 27-646)

(工事及び設計等業務の契約に関すること)

財務局 経理部 総務課 契約調整担当 (内 26-111)